

PFOA関連物質に関するPOPs条約付属書と3省合同会合¹での指定案

POPs 条約付属書	3 省合同会合での指定案
この付属書の目的において、PFOA 関連物質とは、PFOA に分解するあらゆる物質であり、部分構造の一つとして、炭素原子(C)に結合する直鎖又は分岐鎖のペルフルオロヘプチル基(C7F15)を有する全ての物質（その塩や高分子化合物を含む）を含む。	炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が 7 のものに限る。）を有する化合物
PFOA 関連物質には、以下のものは含まれない。	ただし、以下の化合物を除く。
(i) (C8F17)-X, ここで X= F, Cl, Br	オクタデカフルオロアルカン（炭素数が 8 のものに限る。）
	クロロヘプタデカフルオロアルカン（炭素数が 8 のものに限る。）
	ブromoヘプタデカフルオロアルカン（炭素数が 8 のものに限る。）（別名 P F O B。以下「P F O B」という。）
(ii) (CF3)[(CF2)]n-R' で表されるフルオロポリマー ただし、R' =任意の基、n>16	ペルフルオロアルキル基（アルキル基は直鎖であり、炭素数が 17 を超えるものに限る。）を有する化合物
(iii) 8 個以上のフッ化炭素をもつペルフルオロアルキルカルボン酸およびホスホン酸（それらの塩類、エステル類、ハライド類及び無水物を含む）	ペルフルオロアルカンカルボン酸（アルカンカルボン酸の炭素数が九以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。）
	ペルフルオロアルキルホスホン酸（アルカンスルホン酸の炭素数が八以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。）
(iv) 9 個以上のフッ化炭素をもつペルフルオロアルカンスルホン酸（それらの塩類、エステル類、ハラ	ペルフルオロアルカンスルホン酸（アルカンスルホン酸の炭素数が 9 以上のものに限る。これらの塩、エステ

¹ 令和元年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 189 回審査部会、第 196 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

イド類及び無水物を含む)	ル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)
(v) ストックホルム条約附属書 B に掲げられているペルフルオロ (オクタンスルホン酸) (PFOS)、その塩類、及びペルフルオロ (オクタンスルホニル) = フルオリド (PFOSF)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩
	ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF)